特定施設・除害施設設置等に関する届出事務手順

受　付

・特定施設設置届出書、特定施設の構造等変更届出書、除害施設新設届出書等の各届出については、別紙. 届出一覧記載の書類を作成し、提出してください。
・書類不備等の場合は、返却いたしますのでご注意ください。（一時預かりはいたしません。）
・届出書類が形式上整っていましたら、受付印を押し受付けします。
・特別の事情により、特定施設設置の工事着手を急がれる場合は、期間短縮の申請をしてください。

↓

内容審査

・届出の内容に記載漏れや不備等がないか内容審査をします。
・届出内容が適当と判断されるときは、受理書等の交付手続きを行います。
・届出内容が不適当と判断されるときは、届出内容の変更等をしていただく場合もあります。

↓

受理書の交付

・受理書を交付します。また、お預かりしていた届出書（副）を返却します。
受理書受取りの際、受領日・受領者欄に記名していただきます。